

わたしたちは沖縄で

# フロン類の再生事業

を行っています。



## くまさん沖縄にできること

### 01 再生フロン

回収フロンを原料に、  
高品質な再生フロンを製造いたします。



### 02 証明書即時発行

通常約1週間で、  
受入証明書を発行いたします。  
破壊証明書の発行は不要となります。  
(※破壊処理をご依頼の場合を除く)

### 03 容器即時返却

通常約1週間（離島の場合は別途相談）で、  
お預かりした回収容器を返却いたします。  
(※破壊処理をご依頼の場合を除く)



### 04 容器レンタル

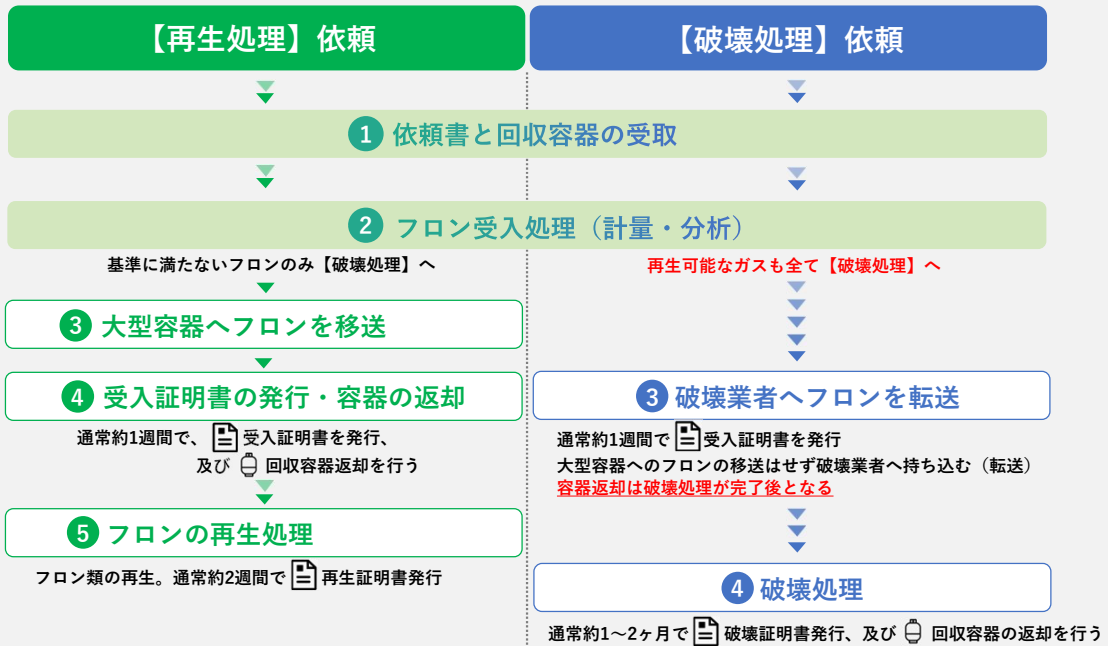
貸出容器を常時在庫しております。  
お気軽にご依頼ください。



株式会社くまさん沖縄

お気軽に  
ご相談ください

## くまさん沖縄 フロン処理のながれ



## Q & A ~よくあるご質問~

- Q1. 再生処理と破壊処理はどちらを選んでも法律的に問題ありませんか。
- A. はい、どちらもフロン排出抑制法に則った適切な処理方法となります。
- わたしたち(株)くまさん沖縄は、「沖縄県全体でのフロン再生循環」を推進していきます。  
(※「破壊処理」をご依頼の際は、再生処理は不可となり、フロンの品質に関係なく無条件で破壊処分となります。)
- Q2. 一つの回収ボンベ内に複数現場案件が混在しています。現場ごとに処理方法(再生or破壊)を分ける事ができますか？
- A. 同一容器内のフロンの処理方法は、再生または破壊のどちらか一択となります。(同一容器内で分ける事はできません。)
- Q3. 再生処理依頼した場合、そのフロンは必ず再生できますか？
- A. 再生依頼を頂いた場合でも、再生処理前の分析結果が基準に満たなかった場合は、やむなく破壊処理となります。  
→この場合も「受入証明書」は可能です。
- Q4. 再生依頼をしたが再生できず、やむなく破壊処理となった場合は、破壊処理料金が発生しますか？
- A. 当初の再生処理料金のみのご請求となります。破壊処理料金は請求いたしません。(一律請求)
- Q5. どんなガスでも再生処理依頼ができますか？
- A. (株)くまさん沖縄が再生可能なガスは現在「R410A、R32、R404A、R22、R134a、R407C」となります。
- Q6. 再生依頼をした量と同じ量の再生フロンが返ってきますか？
- A. 「再生処理のご依頼」と「再生フロンのご購入」は、お取引内容を分離させて頂いております。理由は次の2つです。
- ①再生のご依頼を頂いたガスがすべて再生可能とは限らない事。
  - ②再生後(蒸留生成)のフロンは再生前よりも減量する為。
- Q7. 破壊証明書の納期を短縮することはできませんか？
- A. 破壊証明書は、実際に破壊処理が完了した段階で発行されます。一般的には約1~2ヶ月程の納期を要する見込みです。  
→「再生のご依頼 → 受入証明書のお受け取り」(通常約1週間以内に発行)を推奨いたします。
- Q8. 処理依頼をした回収容器を数日で返却することは可能ですか？
- A. はい、可能です。(株)くまさん沖縄は、お預かりしたフロンを一旦大型容器へ移送するため、通常1週間以内にお客様の容器を返却することができます。(離島の場合は、別途追加納期となります。)
- Q9. レンタル容器(24L)のご用意はありますか？
- A. はい、ご用意がございます。フロン類の再生率向上の為にも是非ともご利用ください。  
また、(株)くまさん沖縄への処理依頼時は、通常1週間で容器返却が可能です。

Q10. **その他のご質問についてもホームページ内にてお答えしております！！**



こちらのQRコード、  
もしくはインターネットで「くまさん沖縄」と検索をお願いします。